

ご利用の手順

1.

東京三弁護士会
多摩支部に相談予約
の電話をする。



2.

東京三弁護士会多摩支部で
担当弁護士を決定します。

3.

東京三弁護士会多摩支部から
相談予約者に、担当弁護士を
お知らせします。



4.

相談予約者から担当弁護士に
連絡し、相談日時を決める。

5.

担当弁護士の事務所で面接相談。



法律相談

面接相談は、担当弁護士の事務所でい
ます。必要に応じて出張相談もいたします。
(東京多摩エリアに限ります)

相談の結果、財産管理（預貯金・権利証
の管理・不動産の管理など）で弁護士が必
要な場合、東京三弁護士会本会（霞ヶ関）
におかれている成年後見センターを通して、
ご希望の地域、経験、性別などに配慮して
ご紹介します。

相談料

30分以内 5,500円（税込）

※30分を超える毎に、超過料金 5,500円（税込）
をいただきます。

※出張相談の場合は、出張料 5,500円（税込）
及び交通費は、別途相談者負担となります。

面接相談・出張相談
いずれも電話予約制です。

042-548-1190

■受付時間／月～金曜日（祝日除く）
午前9:30～12:00、午後1:00～午後4:30
※予約受付・相談ともに祝・休日はお休みです。
年末年始については、あらかじめお問合せ下さい。

高齢者 障害者専門 法律相談

高齢者、障害者の暮らしの心配ごとなど
お気軽にご相談ください。
出張相談も行っています。



予約電話番号

042-548-1190

■受付時間／月曜日～金曜日（祝日除く）
午前9:30～12:00、午後1:00～午後4:30

東京三弁護士会多摩支部

〒190-0014 立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル2階

どのようなことを 相談できるのですか？

成年後見、遺言、高齢者虐待、親族間の紛争その他高齢者・障害者の暮らしの心配ごと等、お気軽にご相談下さい。



成年後見の申立て を考えていますが、 手続きするのが 面倒です。



弁護士であれば、成年後見申立ての代理人となることができますので、是非、相談担当弁護士に相談してみてください。

どんな弁護士が相談を 担当するのですか？

弁護士会で研修を受けた弁護士が相談に応じます。また、弁護士の事務所所在地、経験、性別等、及びこれらの希望にできるだけ配慮して相談担当者を決めます。



現在、援助を必要とする高齢者・障害者、これらの方々のご家族、お世話をしている方々など、誰でもご利用できます。元気なうちに、老後の生活設計をしておきたい方もご利用できます。



立川・八王子・町田法律相談センターは、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の3つの弁護士会が運営し、弁護士が法律相談に応じています。

一般相談

(相続・遺言、離婚問題、土地・建物、借地・借家、刑事事件など)

■相談料/30分以内 5,500円(税込)

クレジット・サラ金 法律相談

(任意整理・破産・民事再生)

※破産・民事再生の申立代理人には弁護士しかありません。

■相談料/30分以内 無料(要予約)

※高い利率で払い過ぎていませんか？お気軽にご相談下さい。

ドメスティック・バイオレンス(DV)法律相談

東京三弁護士会多摩支部に「DV法律相談の件」と、お問い合わせ下さい。

042-548-1190

■相談料/30分以内 5,500円(税込)

■相談場所/担当弁護士事務所など

■受付時間/

月～土曜日

午前9:30～12:00

午後1:00～4:30

立川法律相談センター

〒190-0012 立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12階

042-548-7790

八王子法律相談センター

〒192-0046 八王子市明神町4-2-10 京王八王子駅前ビル8階

042-645-4540

町田法律相談センター

〒194-0022 町田市森野1-13-3 竹内ビル6階

042-732-3904

※予約受付・相談ともに祝・休日はお休みです。年末年始については、あらかじめお問い合わせ下さい。